

令和5年第18回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年11月17日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和5年第4回白井市議会定例会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) 発議案及び決議案の提出締切日について
(3) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について
(4) その他
4. 出席委員 柴 田 圭 子 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長
石 井 恵 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
田 中 和 八 委 員・徳 本 光 香 委 員
岩 田 典 之 議 長
秋 谷 公 臣 副 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠 井 喜久雄
総務部長 松 丸 健 一
総務課長 齊 藤 祐 二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘
係 長 今 井 好 美
主 事 金 子 直 史

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。あっという間に時間がたって、もう12月議会のことと、今日、日程調整することになりました。今日は寒いですし、がくんと気候も下がりましたので、皆様、体に注意して、どうぞよろしくをお願いいたします。

それから、委員の皆様は、この日程決めた後に、議会改革についての検討項目の続きをやりたいと思いますので、それも御協力よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、令和5年第4回の市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

第4回市議会定例会は、11月24日金曜日、午前10時に招集をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、諮問につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件になります。議案につきましては、白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が8件、白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者の指定など、指定管理者の指定に関する案件が3件、令和5年度一般会計外3会計の補正予算に関する案件が3件の合わせて14議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 よろしく申し上げます。

○永井議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第18回議会運営委員会を開催いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和5年第4回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題とします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明願います。
総務課長。

○齊藤総務課長 改めまして、おはようございます。

私のほうから、第4回定例会に提案いたします議案の内容について説明させていただきます。

議会運営委員会でお配りしております資料に基づいて説明させていただきます。

今回の定例議会では、今市長からありましたとおり、人事案件の諮問が2件、議案といたしましては、条例の一部改正等が8件、指定管理者の指定が3件、一般会計外補正予算が3件の合計16件となっております。

まず、諮問第1号と諮問第2号でございますが、こちら2件につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。所管課は市民活動支援課となります。

諮問第1号のほうは、人権擁護委員であります國島千恵子氏の任期が令和6年3月31日で満了となるため、齊藤豊氏を新たに推薦したいので、人権擁護委員法の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。住所は白井市十余一。生年月日は昭和38年9月18日でございます。

諮問第2号につきましては、同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。所管課は市民活動支援課です。

人権擁護委員であります野本幸治氏の任期が令和6年3月31日で満了となるため、野本幸治氏を推薦したいので議会の意見を求めるもので、野本氏につきましては再任となります。住所は白井市富士。生年月日は昭和46年6月18日でございます。

続きまして、議案に入りまして、議案第1号 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は市民活動支援課です。

白井市公民センターの管理運営を令和7年度から指定管理者に移行するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容ですが、センターの管理を指定管理者に行わせることとするもの。指定管理者が行う業務を定めるもの。開館時間、休館日及び利用料金を定めるもの。指定管理者に対する原状回復、秘密保持等の義務を定めるものとなっております。施行期日は令和7年4月1日ほかの予定となっております。

2ページ目にまいりまして、議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課と総務課でございます。

行政経営に関する附属機関を統合するとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う規定の整理をするため、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、白井市行政経営有識者会議と白井市行政経営改革審議会

を統合いたしまして、新たに白井市行政経営審議会とするもの。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、白井市空家等対策協議会の担任する事務につきまして、引用条項のずれが生じたため、語句の整理を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第3号 白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務及び当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目を定める別表が法律から削除されたことに伴いまして、語句の整理を行うものでございます。施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日ほかを予定しております。

3ページにかけまして、議案第4号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は学校政策課と総務課となります。

学校運営協議会制度の導入及び学校評議員制度の廃止に当たりまして、委員等の報酬の額に係る規定を整備するために条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、学校運営協議会委員の報酬額を年額1万円として定めるもの。全小中学校での学校運営協議会の導入とともに廃止する学校評議員制度の報酬規定を削るものとなっております。施行期日は令和6年4月1日ほかを予定しております。

議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改められたことに伴いまして、所要の整理を行うものでございます。施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

議案第6号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

地方自治法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに伴いまして、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに制定するものでございます。施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

4 ページにかけまして、議案第 7 号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保険年金課でございます。

地方税法の一部改正に伴う規定の整理をするとともに、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額を平準化するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴いまして、被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の均等割額及び所得割額の減額措置を導入するものです。それから国民健康保険税の納期限ごとの分割金額につきまして、100円未満で端数処理を行うことを新たに規定するものです。施行期日は令和 6 年 1 月 1 日ほかを予定しております。

議案第 8 号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課となります。

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、認定こども園の取扱指針について、引用条項のずれが生じたため、語句の整理を行うものです。施行期日は公布の日を予定しております。

議案第 9 号 白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理者の指定について。所管課は生涯学習課となります。

白井市桜台公民館及び白井市桜台児童館の指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了となるため、4 月 1 日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案をするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称は白井市桜台公民館と白井市桜台児童館。所在地は白井市桜台二丁目 14 番。

指定管理者とする団体の名称及び所在地ですが、名称は合同会社しろい光夢迪、代表社員は山崎雅由。所在地は白井市復 1586 番地の 2 でございます。指定の期間ですが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。

議案第 10 号 白井市民プール及び白井運動公園の指定管理者の指定について。所管課は生涯学習課となります。

白井市民プール及び白井運動公園の指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了となるため、4 月 1 日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案をするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称は白井市民プール、白井運動公園。所在地は、白井市民プールが白井市神々廻 1701 番地の 1、白井運動公園が白井市神々廻 1728 番地の 1。

指定管理者とする団体の名称及び所在地ですが、名称は株式会社協栄千葉支店、支店長

朝武孝雄。所在地は鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目8番17号、新鎌ヶ谷Fタワー503号室です。指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

議案第11号 白井市地域福祉センターの指定管理者の指定について。所管課は社会福祉課となります。

白井市地域福祉センターの指定管理期間が令和6年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案をするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称は白井市地域福祉センター。所在地は白井市復1123番地。

指定管理者とする団体の名称及び所在地ですが、名称は社会福祉法人白井市社会福祉協議会、会長松本千代子。所在地は白井市復1123番地。指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

議案第12号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第9号）。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,298万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億5,952万6,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、指定障害福祉サービス費及び障害児通所等給付費につきまして、執行状況等を踏まえ、予算の不足が見込まれることから不足額を補正するもの。子ども医療費及び高校生等医療費につきまして、執行状況を踏まえ、予算の不足が見込まれることから不足額を補正するもの。令和4年度に交付されました子どものための教育・保育給付費交付金、子育てのための施設等利用給付交付金、子育て世帯生活支援特別給付金、生活保護等の国県負担金等につきまして、実績に基づく返還見込額を計上するもの。がん治療による外見の変化に伴う精神的・経済的負担を軽減し、安心して社会生活を継続していくための支援を行うため、8月に施行された県の補助金制度を活用し、医療用ウィッグ等の購入費等を助成するための所要額を計上するもの。学校施設環境改善交付金の交付決定に伴いまして、池の上小学校校舎改修工事に係る所要額を計上するものでございます。

なお、医療用ウィッグ等の購入費等に関する助成につきましては、午後の議員全員協議会で改めて説明のほうをさせていただきます。

議案第13号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,567万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴いまして、産前産後に該当する国民健康保険加入者の保険税の減免に係るシステム改修を行うために所要額を計上するものでございます。

議案第14号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,694万3,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費及び地域密着型介護予防サービス給付費に予算の不足が見込まれることから不足額を補正するもの。令和4年度の地域支援事業費の確定に伴いまして、支払基金交付金の一部を返還するため所要額を計上するものでございます。

なお、このほかに、国の令和5年度補正予算（第1号）の閣議決定などを受けまして、低所得世帯への支援に関する補正予算、それから午後の議員全員協議会で説明させていただきますが、令和5年の人事院及び千葉県人事委員会の勧告に伴います市の対応としての給与改定等に関する補正予算と関係条例の一部改正につきまして、最終日の12月19日に追加で提案させていただく予定として、現在準備を進めております。

また、国の補正予算案関係につきましては、まだ未確定な部分が多いということで、最終日に計上できないものも出てくるという見込みがございますので、その場合には、年明けに改めて臨時議会等開催をさせていただきよう、今後、日程の調整もさせていただき予定と考えております。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

○柴田委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 議案第4号のところなのですが、学校運営協議会制度導入及び学校評議員制度廃止ということなのですが、これに関しては、コミュニティスクール制度の導入、あるいは導入しないにかかわらず、この条例だけ改正するということがよろしいですか。

○柴田委員長 総務課長。

○齊藤総務課長 学校運営協議会、コミュニティスクールになるかと思いますが、コミュニティスクール、この制度の導入を見越しまして、学校運営協議会の報酬を設定をして、順次2年かけて導入していくということで聞いておりますので、それに合わせまして、学校評議員制度のほうは廃止をしていくということでの条例案となっております。

以上です。

○長谷川委員 了解です。

○柴田委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、執行部は御苦労さまでございました。
執行部が退席します。

〔執行部退席〕

○柴田委員長 それでは、議会事務局長から、請願・陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、請願・陳情、一般質問について御説明をさせていただきます。

まず、請願・陳情でございますが、今定例会に係る提出はございませんでした。

続きまして、一般質問について御説明をさせていただきます。お手元に配付いたしました一般質問通告書の1ページめくっていただきまして、2ページ、左側のページになると思うのですが、お開きいただきたいと思います。

今回の一般質問につきましては、こちらの記載にあるとおり、13名の議員さんから32項目の通告を頂いているところでございます。

説明は以上になります。

○柴田委員長 ありがとうございます。

議会事務局長から説明がありましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では次に、議長より、議案の付託委員会について説明を願います。
議長。

○岩田議長 執行部より本定例会に提案予定されている議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

○柴田委員長 ただいま議長より説明がありました議案の付託委員会について、意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、意見はないものと認めます。

議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

次に、②会期日程及び議事日程についてを議題とします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

議会事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、会期日程と議事日程について御説明をさせていただきます。

初めに、会期日程（案）でございます。お配りしました会期日程（案）のほうを御覧いただきたいと思えます。

会期につきましては、11月24日から12月19日までの26日間としてございます。

初めに、11月24日、開会日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、諮問第1号、諮問第2号及び議案第1号から議案第14号までについて一括上程、報告及び提案理由の説明。

それから諮問1号及び第2号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論、採決をお願いいたします。

議案第1号から第14号については、議案内容の説明となります。

次に、一般質問でございます。11月29日に5名、30日に4名、4日に4名の案としてございます。

なお、11月29日の正午に、大綱的質疑の締切りと出させていただきます。

次に、12月5日につきましては、議案第1号から第14号についての大綱的質疑の後、各常任委員会への付託となります。

次に、12月6日から8日につきましては、各常任委員会の開催。

最終日を12月19日として、各委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上が会期日程（案）となります。

続きまして、議事日程（案）について御説明させていただきます。お配りしました議事日程（案）のほうを御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名から会期の決定、諸般の報告、諮問2件、議案14件及び一般質問となります。

以上で説明を終わります。

○柴田委員長 ただいま事務局長から説明がありました会期日程及び議事日程について質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

会期日程及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定いたしました。

では、議題の第2に移ります。発議案及び決議案の提出締切日についてを議題といたします。

これについては、前回の議会運営委員会で広沢副委員長のほうから、意見書などの提出日をもう少し早められないかということで御意見を頂き、今日審議して決定をすることにしております。

このことについて、まず、もうちょっと締切りを早くしたほうがいいのではないかということについてはいかがですか。

○石井委員 賛成です。

○柴田委員長 先般も石井委員は賛成ですということをおっしゃられていたと思います。ほかの委員はどうですか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○柴田委員長 よろしいですか。長谷川委員や徳本委員も、提出を早めることについてはよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 分かりました。じゃあ、2日前ではなく、もうちょっと早めにしましょうということで話を進めたいと思います。

それで、今日Side Booksのほうに「発議案に関する他市の対応」というのを載せてもらっています。これ前回の会議のときに、他市はどういう状況で締切りを設けているのだろうか、少し調べてみたいということがありましたので、事務局のほうで調べてもらいました。

これは、北総地区議長会管内と鎌ヶ谷市を対象にぱっと調べてくださったものですが、特にルールがないところもあれば、逆に期限はないというところも多いですし、期限の締切りのあるところは、とても早いところもあります。一般質問の2日目とか、議会初日の3日前というところもあります。ルールがないというところについては、ルールはないけれども、議運で扱う、協議し、委員会付託省略の運用などをしますなど、それぞれのところで、それぞれに対応しているようです。

当市においては、取りあえず2日前までに提出をしてもらい、最終日に本会議場で質疑と討論、採決という流れになっていますけれども。

石井委員。

○石井委員 他市の状況を調べていただいてありがとうございます。

まず、締切りがありというところは、結構、締切りが早いということですね。一般質問の2日目とか、定例会前の議運の2日前とか。定例会前の議運の2日前ということは、今が定例会の前の議運ですよ。これより2日前ということですね。はあという感じで。

それで、あとは議会初日の3日前ですから、うちで言えば、24日が初日だから、20日とか。随分早いんですね。逆に、この期限なしというところは、ルールはないが、議運で扱い

を協議し、委員会付託省略ということは、議運で扱いを協議するというのは、うちで言えば、つまり今日の議運で扱いを協議するということですよ。

○柴田委員長 招集して、提出があった場合は招集するかとか。

○石井委員 議運をね。

委員長、申し訳ないです。自由に発言できるように協議会に。

○柴田委員長 休憩します。

[休憩 10時28分]

協議会 開催

[再開 10時34分]

○柴田委員長 会議を戻します。

それでは、発議について、もう少し早めに出してほしいというものの発議の内容というのは、国に対する意見書について、もうちょっと早めに出してもらえれば、みんなが勉強する時間ができるという趣旨だということが確認できましたので、国に対する意見書についての提出について、どうしたらいいかなということを考えてと思います。

田中委員。

○田中委員 私も常任委員会が終わった最終日、今回で言えば12月の8日ですかね。この日の例えば夜にでも、メールで来れば、休会中にいろいろと検討できるかなと、そのように思っております。

以上です。

○柴田委員長 ほかの意見ございますか。

徳本委員。

○徳本委員 自分を出す側目線の立場になるのですけれども、常任委員会、これは自分がちゃんと計画していればいいことなのですけれども、一般質問の初日の締切りがあったり、何か会議があるところの締切りになると大変だなという思いがあって。先ほどの資料とか見ると、極端なので、期限がないものと開会前というのがあるので、あまり、今の白井の状況だと、どちらかにするという考えはないなと思いました。出す側の準備のことも少し考えていただいて、5日前とかはいかがだろうかと自分は思いました。

○柴田委員長 徳本委員、例えば今回で言えば5日前となると。

○徳本委員 12日ですかね。

○柴田委員長 12日。

○徳本委員 休日を外して、12日とかだと、常任委員会の勉強と審議をした後。

○柴田委員長 考えられるということですね。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 今、常任委員会が終わった日と、あと常任委員会が終わってから2日後、最終日から5日前という意見が出ました。

○石井委員 出す側としては、時間がもっと欲しいというお話だったと思いますが、これ違った観点から見ると、議案に対する大綱的質疑というの、いつも一般質問の初日なのですよね、提出期限が。せめて、一般質問する日じゃないほうがいいのかという意見もありましたけれども、でも、大綱的質疑の締切りって、結局、議案に対する大綱的質疑というのは、議案はもう前の日で分かっているわけだから、だから、できますよねという話で、この一般質問の初日に大綱的質疑の締切りって持ってきてあると思うのですよね。つまり、何が言いたいかという、出す人も前もって準備をするというのであれば、1週間前でもいいんじゃないかなという気がしますが。

○柴田委員長 ほかに意見ありますか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私も調べてみたりしたのですけれども、なかなかちゃんと出てこないという、苦労したのですけれども。書いてあるところは、一般質問の日の2日前だとか、そういうのは出てきたのですね。

ただ、出す人の都合も考えますと、あまり出しにくいようであれば困ってしまうので、審議する時間も必要なのかなということで。前もって準備するほうというのは、いろいろ調べて、自分のところで調べて、あとは前もって調べているというのが前提の感覚がありますので、1週間勉強する時間を頂ければというような意見です。

○柴田委員長 というと、今回で言えば、12月8日の都市経済常任委員会の日ぐらいですね。

○広沢副委員長 はい。

○柴田委員長 例えば、都市経済常任委員会に属している人が、何か意見書出そうと思っているときは、その日までに総務、教育福祉、都市経済と勉強してきて、その日の夕方に出すという形になって、それはそれで、かわいそうなのかなという気もしますけれども。例えば間取って月曜日とか、1日空けてあげるとか、そういうのではどうですか。

田中委員。

○田中委員 請願とか陳情って何日前でしたっけ。

○柴田委員長 請願・陳情は議運の2日前。

○田中委員 ですね。それで、ようやくと検討してやるわけですから、請願とか陳情の審査を。であれば、時間はあつたに越したことないし、2日前じゃないと、その項目が見つかっていないということでは決してないと思うのですよね。今回は、このことを要望したいとか、発議出したいというのであれば、事前に自分的にはもう考えて、出すこと決めてから勉強したりなんかもしていますので、勉強してから決めるとか。

ですから、1週間近くはあつたほうが、後々何も勉強しないとかという、この間の言葉がどうも私ひっかかっているものですから、なるべく多くお時間を頂きながら、発議に関して自分なりの勉強をする時間を多く取りたいなと思って、1週間前というような形で

先ほど申し上げました。

以上です。

○柴田委員長 どうでしょうか。

今回で言えば、12月8日、都市経済常任委員会が終わった日が最終日から1週間前に当たるので、その日までに出すと。その日の夕方ですね。か、委員会が終わった2日後、12月12日、今回で言えば。か、委員会の翌日か、三つ取りあえず出たかなと思います。

議長。

○岩田議長 意見書を発議をしようと思っている人は、あらかじめ皆さんに周知をして意見をもらって、訂正することも考えると思うのですね。今言われている、この発議というのは、完成したものを出すという意味なのか、あるいは、それをあらかじめみんなに周知して、その後、修正をできることを想定しての締切りなのか、それを確認しておきたいのですけれども。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 もう最終提出。

○岩田議長 最終提出。

○広沢副委員長 はい。最終提出にならないと、そこから本格的に勉強始められないというのがありますので、そこで確定をしていただきたいなと思います。

○柴田委員長 ということで、最終提出を1週間前にするか、2日前にするか、4日前にするかというところですね。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 この発議案の内容を国に対する意見書として考えるということで進めるのであれば、これは今までよくあった請願や陳情も、その類いのものが多くて、それだけの期間を取っているということがあったので、最初にこの話合いをまとめたときには、私は個人的には請願とか陳情と同じ期間でやっていただきたいというふうに思ったのですけれども、そのぐらいのときから、この発議をしようと考えられる方は、いろいろ議員間で話し合っただけで文言を変えたりというような活動をしていただいて、最終提出を1週間前というような流れをつくっていただければありがたいなと思います。

○柴田委員長 というふうに、広沢副委員長がまとめてくださいましたが、どうですか。

○石井委員 同じです。

○柴田委員長 徳本委員、いいですか。1週間前、つまり今回については、12月8日。

○徳本委員 この中に、あまり出す側の人がないので。

○田中委員 そんなことはないよ。それは違うよね。

○徳本委員 私、今までも出したときは、事前に全員にお配りして意見を下さいというふうに修正を受け付けたりとか、そういうことはやってきているのですよね。それを考えると、1週間前までにそれもやるというと、本当に皆さんが常任委員会やっているときに、

それよりもっと前ですかね。にやるってことになるのですよね。私としては、急に大きく変えないで、少し両側の意見も聞いて、間を取ってほしいという思いです。

以上です。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 例えば今回、議員報酬の発議が出されましたけれども、出されたのは議会の最終日のもちろん2日前なのですけれども、その1週間ぐらい前から、田中議員が議員の皆さんにお話ししたりなんかしていたと思うのですが。実はそれよりもずっと前に、今回の9月議会じゃなくて、もっと、いつだったかな。数か月前でしたよね。田中議員はもう数か月前から、いろいろ考えていらして、動いていらして、議員さんにいろいろ意見を求めていらして、それこそ1週間とか2週間とかという単位じゃなくて、かなり時間をかけて皆さんの御意見を調整していらした。その努力というのは、私も本当にそばで見ている、すごいなと思ったわけですから。

先ほども言いましたように、議案に対する大綱的質疑というのは、一般質問の初日の正午が締切りのわけですよ。突発的に出す発議案はないと思いますけれども、国に出そうと思うのであれば、それなりに何週間も前から準備をしていくのかなというふうに思うのですね。

だから、先ほど広沢委員も議会の前にというふうなこともおっしゃっていましたが、それぐらい出す側もかなりの勉強をされて出してくると思うので、それは別に議会の最終日の1週間前が不可能なことではないと思うのです。前もって準備をするという意味で、私はいいのじゃないかなと思っていますけれども。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 議員報酬のことは、もう何十年来の課題で、今、国の状況とか政治がどんどん変わる中で出すものとは種類が別なので、それは別で考えていただきたいと思います。急激にではなく、折衷案をしてはという意見なので、ぜひ、お互いに譲歩して間を取って、5日とかできないでしょうかね。3日というと、余りにも変わらな過ぎるなと思って、3日増やしてはどうかという私の提案なのですけれども。

○柴田委員長 つまり、今回で言うと、12月11日ぐらいということですか。12日ぐらいでしょう。

○徳本委員 休日挟んで。

○柴田委員長 3日増やすというのは。

徳本委員。

○徳本委員 休日は抜きにしているというのが今までのルールだと思うのですよ。だから、今回の場合だと、3日前になるのですかね。だから、休日挟んだ場合は、5日前にすれば、1週間時間があるし、そういうことでいうと、今が2日で、7日という意見が出ているのだったら。

○柴田委員長 5日にする。

○徳本委員 5日というのでもいいのじゃないかという気持ちですけれども、私としては、絶対に1週間ないといけないというのは、出す側としても審査する側としても、絶対というのではないと思うので。

以上です。

○柴田委員長 最初は、今回で言えば12月12日にしてはどうかという意見が出て、次に12月8日という意見が出て、折衷案的に12月11日という意見が出ました。

確かに、今までだって十分勉強していたはずなのだから、もっと前からやっておけばいいのだという意見もありますが、今まで2日前に照準を合わせて準備をしてきていた。その間に皆さんに回って意見もらったりしてきていたというのが今、習慣になっちゃっているんで、それがあまりに大幅に変わると、確かに考える時間というのを割けなくなるのかなというの一方あります。

あと、国に対する意見書だと、状況が変わって、議会の前に出そうと思っていた内容と急に変わったりすることもあるので、あまり議会の前までにとか、前までに構想を決めて、こういうふうの中身まで決めてというのも無理なのかなと思いますけれども。どうですか。徳本委員は、もう少し手前に間を取ってくれませんかという意見ですけれども、皆さん、どうですか。

御意見言っていない長谷川委員は、どうですか。

○長谷川委員 ずっと考えていたのですけれども、今、委員長がおっしゃったように、国に出す意見書ですから、当然、条件が変わることは想定されると思うのですね。そういった中で、これは個人的な意見ですけれども、いきなり1週間というのではなくて、まずは5日でやってみて、それでも皆さん勉強する時間少ないよとなれば、変更すれば、私はいいのかなというふうに考えています。

○柴田委員長 1週間は急に変わり過ぎではないのか、5日にしてはどうですかというような意見も出ましたが、どうですか。

田中委員。

○田中委員 さっき言った常任委員会終わりで1週間というようにお話をさせていただいたのですけれども、委員長報告を作ったり、それから発言内容の議事録が上がってきて、そこからまた最終日に向けて委員会をやる。例えば1週間前であれば、まだ常任委員会の会議録が上がってこないうちからでも、少しずつでも勉強しようと思ったらできるわけです。私は2日前でもいいと思っていますよ。

ただし、その発議案に対して、皆さん、勉強していないとかと、そういった言葉もこの間あったものだから、であれば、より勉強するために1週間ぐらい欲しいですと、こういうことです。言わなければ、2日でも1日前だって構いませんよ。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 先ほども気になったのですけれども、全然勉強していないという発言、誰もしていないと思いますよ。今後、議事録で確認してもらえばいいと思うのですけれども。少なくとも私はそういう言い方していませんし、きちんと、立場は違えど、勉強した上で討論や質問をしていただいていると考えています。

ただ、誤解がある面、読解の面ということですよ。意図が伝わっていない面があるので、この間は、議員間討議とかが必要だということは言いましたけれども、勉強していないという発言はしていないと思いますので、それを理由に1週間前というのは、理論としては崩れるかなと思っています。

○柴田委員長 前回のことなので、まだその議事録もできていないし、正式なものは確認もしようがないのですけれども、もう少し勉強する時間が欲しいから、早めに出してくださいという趣旨の御発言だったと思うので、広沢副委員長のこの間。

だから、それはいきなり1週間前にするのではなく、例えば常任委員会が終わったら、その翌日にするとか、そういうような緩い下げ方というので試みてはどうかというのも長谷川委員から出たところです。

石井委員。

○石井委員 発議案が1本だと決まっていれば、別に5日前でもいいのですけれども、この間のような4本とかになると、1週間ぐらいないと、4本しっかりと勉強するからには、時間が欲しいところだと思うのです。国に対する意見書に関しては、それこそ国に確認したりとか、あるいは国会議員に確認したりとか、県会議員に確認することもありますし、そうすると、官庁がやっている時間帯というのはもう決まっていますので、我々が動ける時間帯も決まっているわけです。そういったところの確認作業も十分に時間取りたいというのがあって、私は1週間前というふうに言ったのです。

極端にとおっしゃいますけれども、2日前から1週間が極端だと、それは時間的な感覚だけで、そういうことではなくて、何本も発議案が出るような今、状態になっていますから、であるならば、一本一本しっかりと勉強する時間を確保してもらいたいということで、私は1週間というところに今こだわっているところです。

○柴田委員長 どうでしょうか。

広沢副委員長も、どちらかというとも1週間前ですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 先ほど1週間前というふうに申し上げたのですけれども、勉強するためという理由なので、もう少し早くてもいいかなというふうに今、意見が変わってきました。

○柴田委員長 早いというのは。

○広沢副委員長 というのは、委員会付託とか休会の件をする日があります。この日までにしていただくと、その後、常任委員会でいろいろな審査がありますので、それについて

の話合いもできますし、それを基に、常任委員会が終わった後に自分で勉強したりとか、討論を考えたりとかということができるので、一般質問が終わった次の日というのでもいいかなと思っています。

○柴田委員長 また、別の意見が出ました。

暫時休憩します。

[休憩 10時55分 再開 11時05分]

○柴田委員長 会議再開します。

そろそろまとめたいと思うのですが、一般質問が終わった翌日の大綱的質疑の日、この日までに出してもらえないかというのと。大綱的質疑と委員会付託の日。

○石井委員 委員会付託の日

○柴田委員長 大綱的質疑をして委員会付託をする。今回で言えば12月5日に出すのと、あと委員会が終わった12月8日に出すのと、あと、2日前だったのが、急に1週間も10日もとなるのはつらいから、12月12日。

○石井委員 5日前ですね。

○柴田委員長 5日前までにするというのと、三つ出ましたね。

徳本委員。

○徳本委員 土日も含めた7日前というのはどうでしょうか。官庁も開いている日は必ずあると思います。7日前にしたら。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 普通そういう決め方はないので、休日を除く何日前にしないとと思いますけれども。意見として。

○柴田委員長 休日を除く何日。ということは、休日を除く何日か前となると、今回で言えば7日となると、都市経済常任委員会の日ということになりますね。どうですか。それで。

広沢副委員長も、それでよろしいのですか。大綱的質疑と、もっと早めにとおっしゃったけれども。委員会付託の日、もっと早くとおっしゃいましたが、今、都市経済常任委員会の終わったときという意見も出ました。それはどうですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私は先ほど申し上げたように、よりベターなのは、委員会付託の日だと考えております。

○柴田委員長 田中委員も。

○田中委員 これの基を出したのが副委員長ですから、副委員長のほうがより勉強したい。私は7日間ぐらい。都市経済委員会、こういう委員会の後という指定をしないと、何日前というと、なかなか分かりにくいものですから、都市経済常任委員会の日ということにこだわらずに、もっと長く時間頂けるのであればありがたいと思って、副委員長の考え

方のほうに合わせたいと思います。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 私もそうなのです。私は一番最初に、最終日の7日前というふうに提案させていただき、今後、皆さんの御意見伺いながら、変わるかもしれないというふうに発言させていただきましたが、先ほど広沢副委員長のお話を伺っていて、なるほどと。委員会付託の日を締切日としたならば、翌日からの3日間、常任委員会で議員さんそれぞれにお会いすることができる。その中で、意見調整をしたり、御意見伺ったり、勉強したりということができるということを考えたら、確かにそうだなというふうに思いましたので、私も委員会付託の日を締切りというふうに変えたいと思います。

○柴田委員長 田中委員と、あと、長谷川委員。

○長谷川委員 皆さんの御意見考えると、勉強する時間が欲しいという話なので、そこに同調したいとは思うのですけれども、出した後で国の審議会だとか、あるいは検討会で状況が変わったときは、それも認める方向であれば、それでいいと思います。

○柴田委員長 では、1週間あると、状況が変わることがあると、そうすると意見書の趣旨も変わってしまう問題ありますと。でも、これで最終で出してしまうと、これで署名が始まってしまうと、中身は変えられなくなってしまいますということになってしまう。それはそれで不都合ですよ。差し替えを認めるということですか。

どうですか。確かに。

議長。

○岩田議長 細かい文言、例えば大臣が替わって大臣の名前を替えるとか、「てにをは」でおかしいところは、議長のほうでそれは直して出しますけれども、中身が変わる場合は、それはもう認められませんので、そういうことを考えながら出してもらわないと。

あと一旦、出したものの取下げはできますよね。取下げはできますけれども、出し直しは認められないので、考えるのは、出した本人が取り下げることだけかなと思いますね。

○柴田委員長 ということで、意見書を出すつもりで提出しても、状況が変わった場合は、中身が変わってしまったら、取り下げざるを得ないということに、そういう不都合は生じます。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 それは、締切りの1週間前だとか、2週間前だとかって、そのぐらいの期間にそういう大きな変更があったら、それはもう仕方がないことだと思います。1週間だから大丈夫、2週間だから駄目なのじゃないかということではないような気がします。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 私もそう思うのですね。先ほど、参考に他市の状況を見ると、うちよりももっともっと早いわけですよ。締切りが。それで皆さん、そこでやっていらっしゃるの、そんなに不都合はなく、やっていらっしゃるのじゃないかと思いますので、これでやって

みたらいかがでしょうかね。

○柴田委員長 ということで、「てにをは」とか、大臣名が替わったりした場合は、議長の下に修正はできるが、中身が大幅に変わった場合は、出した意見書は取り下げざるを得ないと、それは織り込み済みで、それは仕方ないだろうということで、委員会付託の日に出してほしいという意見が多いようなのですけれども。取りあえず、それでまとめてやってみますか。

よろしいですか。徳本委員。

○田中委員 多数意見ですから、そこは、あんまり引っ張らないほうが。

○徳本委員 私の意見は、もう一切反映されないというのは分かりました。

○柴田委員長 取りあえず、委員会付託の日、これはせめて夕方までにするとか、5時とかね。

○石井委員 5時でいいのじゃないですか。

○柴田委員長 5時まで出すようにするというので、議員発議の場合の意見書については、委員会付託の日の5時までを締切りとするということで、これは何に。申合せになるのですか。

○岩田議長 申合せ。

○柴田委員長 申合せということで、申合せに付け加えるということにしたいと思いません。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 早速、今回の定例会の会期日程のときから、これが加わりますので、12月5日のところに締切りのことを加えて、最終の案にしてください。お願いします。

それでは、これで議題2の発議案及び決議案の提出締切日についてというのは終わります。

あとは、議会改革のほうに移りたいと思います。

この間は、議員間討議について話し合いをし、まとめをしたところです。まとめのほうも、皆さんと協議して、何がまとまったかということについては確認を取り。これ読み上げたほうがいいですか。

11月8日の議運で話し合ったことについては、現在の状況はこうであるということを取りあえず皆さんに確認した上で、討議テーマが会議の付託案件でない場合は、議員間の話し合いが必要と思う人は、その討議のテーマや問題を提起して話し合い、開催の要望を議長に提出して対応してもらおう。

討議テーマが会議の付託案件の場合は、会議休憩中における協議会として議員間の話し合いはできるということですね。

委員会における協議は、会議規則の変更が必要になってくるので、取りあえず、現行においては、暫時休憩をして協議会として話し合いをする。

委員会討議として、新たな運用は、取りあえず今は定めることはしないということで決まりました。それは確認です。

それで、今日はどのくらいできるか。次が議会中継及び録画配信の見直しと、これ項目の4番についてですね。それから、各会議の映像による情報公開の充実、この二つについてやりたいと思います。

田中委員。

○田中委員 これ、ここでやるのですか。

○柴田委員長 時間かかりますかね。

○田中委員 というのは、まだ一般質問とかもいろいろとある中で、議案も今日頂いたとかということがあって、どうなのでしょう。定例会優先という形に当然なっていくかなと思うのだけれども、そこまで、すぐのすぐやらなくちゃいけないような。

○柴田委員長 結論が出るか。

○田中委員 コメントかなと思っているものですから、すいません。

○柴田委員長 実は、議運の中継をするかどうかというのは、議会改革特別委員会のほうの中継をするとかいうことが項目に入っているんで、こちらに入る前に、こちらが結論を出しておかなきゃいけないという事情はあります。

オンライン会議のほうは、ずっと今までの流れがありますし、何を検討するのかというのも確認したりしなきゃいけないので、こちらのほうが先かなと思ったのですけれども。それとも、オンライン会議についての確認、先にしますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 特別委員会で映像配信をこれから検討するようになって、議運をどうするか、私としては、先に決めていただきたいなと思っています。議運も映像公開するのかどうかと決まっていると、議運を含めた全体の会議をじゃあ、どうするのだという話に持っていけるので。

○石井委員 私、ごめんなさい。Side Books ももちろん見てきたのですけれども、いつも一覧表で、1ページだったものですから。今日、分かれちゃっているわけですね。私は、だから、今日時間があつたら、この1の1から1の3までをやるのかというふうに思っていたので、今スライドして、4もやるのだよと言われちゃうと、4の1と4の2をやるには時間がないような気がするのですね。

今日の議運で大事なものは、先ほど決めた発議を何日前に出すかということを決めておかなければ、この議会では間に合わないよねという話で、あそこまではきっちりと決めなきゃいけなかったと思うのですけれども、この議運で検討する事項については、次はここをやりますということを経理長から言っていたいて。

○柴田委員長 私は、この間言いました。

○石井委員 4の1と4の2やると言っていました。

○柴田委員長 言いました。それと、オンライン会議についてを考えなきゃいけないので、皆さん考えてきてくださいねと、そこまで言いました。

なので、議員間討議なんかは、とっくにこの間終わった話なので、その次に進むことは分かっているはずですし、オンライン会議も、あまりもたもたしてもいられないので、これも議題に載せなくては行けないと、この間申し上げたはずです。

○石井委員 分かりました。

○柴田委員長 今日できないというのであれば、また改めて日を設けます。そのことについて。日程調整を、それであれば、したいと思います。

石井委員。

○石井委員 分かりました。じゃあ、今日、4の1の市民の声の提案と、4の2の共産党の提案、この二つについて、時間までやりますということですね。

○柴田委員長 はい。

○石井委員 時間は何時までですか。

○柴田委員長 12時を考えていますが。

○石井委員 12時までやるのですね。

○柴田委員長 はい。

○石井委員 分かりました。

○柴田委員長 4の1と4の2が早く結論つくようであれば、オンライン会議について、さわりだけでもやらないとは思っています。

4の1と4の2について、Side Booksは開かれていますか。

議会中継及び録画配信の見直しというのが市民の声から、それから共産党からは、各会議の映像による情報公開の充実、この二つです。それぞれに趣旨、説明をもらいたいと思います。

まず、市民の声については、現在配信していない議運を配信するとあります。これは今、常任委員会も特別委員会も、もちろん本会議もですが、中継配信しているので、議会運営委員会というちゃんとした正規の委員会も、同じように配信してはどうかというそれだけの話です。

それと、もう一つ書いてあるのは、中継に入っている部課長の名前をなくすというのは、さかのぼって昔の本会議の一般質問や答弁なんかは、当時の総務部長だったり、企画経済部長だったり名字も出てきてしまっているんで、役職が変わっちゃっている場合、あるいはリタイアしているような場合は、名前消しちゃって、役職名だけでいいのではないかという提案です。

それから日本共産党については、徳本委員、お願いします。

○徳本委員 傍聴、公開しているということと一緒なのですけれども、傍聴者を認めている会議については、原則公開かなと思っていて。その一番重要だと思うのは、足を運びに

くい方とか、ここに来るのが大変だという、車椅子で来られる方とかもいらっしゃいますけれども、家で見られるというのが、障害者の方への情報のバリアフリー化という点で、それが一番重要かなと思っていますし、市民の方も傍聴はできなくても家で見られるのであれば、もっとどんどん情報公開が進んで関心を持ってもらえるのじゃないかと思っています。

以上です。

○柴田委員長 ということです。

というわけで、まず、こちら議会運営委員会なので、公開している会議全部の配信をとるのではなく、この議会運営委員会について、他の委員会と同様に配信をしてはどうかということが、まず共通の決められることかなと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

もし今日考えまとまらないというのであれば、持ち帰っていただいて結構です。取りあえず、とにかくさわりだけでも入っておきたいと思いますので。

田中委員。

○田中委員 4の1に関しては、私は、中継に入る部課長名をなくすということ、これ役職名だけというのは、それでもいいのかなという感じはあります。

あとのところは、録画とかはY o u T u b eの関係とかがあるので、その辺と一緒にやれたらなとは思っているのですが、その程度しか、今回、ここに関しては用意していません。すいません。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 まずは、議運をほかの委員会と同じように生中継、ライブ中継するかどうかを諮ったらいかがですかね。

○柴田委員長 そのつもりなのですが、特別委員会でY o u T u b eとかいろいろ試みましょうという話がこの間出ていますが、その前に、議運が配信されていなければ、議運のことは全く俎上にのらないということになるので、議運自体は中継してもいいでしょうかと。そこをまず決めておかないと、特別委員会の進行にもさわってくるなというところがあるので。議運は別に配信しても構わないというのでは、もうそれで決まるし、常任委員会も本会議も特別委員会も配信しているのに、議運だけやっていないという状況でもあるので、議運を配信してはどうですかというのが提案ですね。

石井委員。

○石井委員 議会は、本会議、委員会、代表者会議、議会運営委員会、いろいろな会議があつて、どれも公開しているのだから、公開するべきという議論じゃないと思うのですね。それぞれの中身が全然違いますから、当然、本会議は、これはもう公開されています。常任委員会も、これも常任委員会として威厳を持ち、しっかりそれだけ重い決定事項がありますので、これも公開されています。

ただ、議会運営委員会というのは、議会の運営に関することが主になってくるので、私は、現時点で議会運営委員会を配信する必要はないと思っています。

○柴田委員長 ほかの方はどうですか。

議運は、議事録を公開しているから、それで十分じゃないかということですね。

はい。

○秋谷副議長 私自身も、この議会運営委員会というのは、議員のためのあれなので、市民に対してどれだけニーズがあるかと不透明なので、私自身は、ほかの委員会と、本会議と、市民に直接触れ合う議案等でないものだと思うので、できれば、これは私はやらなくてもいいと思っています。

以上です。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 これ議会運営委員会ですので、議会の運営について議論するわけで、ここで決まったことが本会議であるとか、全協報告があったりとか、結果はそっちで出していくものですし、市民に議案に直接関わって審議するような場所ではないので、必要性を感じていません。

○柴田委員長 ということで、長谷川委員は。

○長谷川委員 今、迷っているのですけれども、議会運営委員会の中では、議案に対する説明がなされているのですね。それが非常に私はいいいと思っているので、これは皆さんの意見聞いて変わるかもしれないけれども。個人情報扱いが変わりました。その中で先ほど説明があったように、番地までは述べないようになっています。そういったことを考えると、議会運営委員会の生中継は、してもいいかなと今は思っています。

○柴田委員長 そういう意見があります。どうでしょうか。

例えば議運の日程調整とか、そののところまでは配信するとか、そういう形もあるのかなど。

徳本委員、何かありますか。

○徳本委員 ほかの議員の会議の公開のときも、先ほども述べたのですけれども、バリアフリー化という観点でも議論していただきたいなと思います。障害者の方はなかなか来られないとか、高齢者の方も関心があっても、車がなければバスとか、ほかの方法で来なければ、行けないというのが、インターネットを使える方にはなりますけれども、見られるという利点があると思っております。

それから、根本的にここら辺も議員間討議したいところなのですけれども、情報公開というのは基本的に進めていくべきもので、議員の側が必要ないとか、必要あるとかという判断をするものではなく、市役所や税金で報酬をもらっている議員の仕事というのは、求めがあるかないかということじゃなく、どんどん公開していくという姿勢が信頼を生むのじゃないかと思っています。

○柴田委員長 という意見が出ました。どうでしょう。

今日結論が出るのが難しいということであれば、次回に越しますけれども、皆さんのそれぞれの考えは述べられましたし、ほかの人の意見を聞いて、そうだなと思うような部分もあるかもしれません。どうでしょう。分かれているので、まとまらないようであれば、また次に、もう一回考えてきていただくということにしてもいいかなと思います。

田中委員。

○田中委員 議運の配信というのは、執行部が先ほどまでいましたよね。そこまでののか、その後も全てということなのか。その辺は。提出者としては、どうなのですか。

○柴田委員長 私は今、皆さんの意見を聞いていて、長谷川委員の意見も聞き入れるのであれば、日程調整までせめて配信できれば、そうすれば、議会のこういうふうの流れっていくのだなというのが皆さんには分かるのかなとは思いました。

石井委員。

○石井委員 議会運営委員会は、あくまでも議場で議論する前段階の話なのですよ。何でもかんでも会議を同じように一緒に考えるのではなくて、意味が全部違うので。私はだから、配信する必要があるのかなのかということを見ると、議会運営委員会というのは、あくまでも次の議会をどんなふうに運営しようかという話をしているところでもあるわけで、執行部から議案の提案はありますけれども、中身の説明はないわけですよ。市民が知りたいのは中身のことだと思うのですよね。しかも、その中身について、どんな議論が交わされているのかが知りたいので、その議論が交わされるのが常任委員会であり本会議なわけですよ。そこを公開するのは非常に意味があることですがけれども、その前段階の準備のところを同じように公開するというのは、私はその意味からして、会議の意味からして、違うのじゃないかというふうに思います。

もっと言うならば、経過みたいなものが、日程とか何とかというのは、全部ホームページに載るわけですよ。それでいいのじゃないかなと思うのですけれども。

○広沢副委員長 賛成です。

○柴田委員長 どうですか。

田中委員。

○田中委員 今のお話を聞いている中で、果たして自分が一般の市民として議会を見たいということになったときに、提案事項だけを配信されても、私、見ないかなと感じはなっているのですね。

今、石井委員もおっしゃったように、これが最終的には、どういう形で結末得たのかということを知りたいところはあります。そのほかのところは、ほかのところで見られる可能性は十分ありますので、私も今、ここまで録画、それと中継を入れるということは必要ないかなと、このように思います。

○柴田委員長 必要ないという方が3人ですね。じゃあ、議会の運営に関わるもので市民

に知らせる必要はないと。だから、本会議とか常任委員会であれば、市民に関わりのある議案のことが討議されるのであるから、それは公開すべきだけれども、議会運営委員会については必要ないのではないかと、そういう意見が多いようですけれども、それでよろしいですか。そういう意見多数なので、それでまとまらざるを得ないかと思えます。そういうことで、今現状のままとするということですね。

それから、次の中継に入る部課長の名前をなくすということについてはどうでしょうか。

議長。

○岩田議長 この中継の部課長の名前をなくすという意味が私は理解できないのですけれども、会議録には、名前も役職名も全部載っているわけですよ。それをもう部長の職が解かれたのだから、前の中継を名前をなくす必要性を私、全く感じないのですけれども、ということです。

○柴田委員長 ほかの方はどうですか。

石井委員。

○石井委員 あと、これは部課長の名前をなくすって、我々議員が部課長じゃないのですよね。部課長から言われているのですか。そういうことを、なくしてと。

○柴田委員長 言われていないと思います。

○岩田議長 言われていないですよ。

○石井委員 言われていないで、私たち、これ議論できますかという気がするのですけれども。

○柴田委員長 分かりました。じゃあ、これはなくす必要がないということでまとまりますかね。

田中委員もいいですか。

○田中委員 他市の委員会を見学したときも、個人名なく、何とか課長、何とか部長みたいなやり方をやっていたから、それでもいいのかなという感じであって。皆さんおっしゃるように、私たちが消しますというのはいかがなのかなというのは、今分かりましたので。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 議員の場合だったら、個々の考えということで発言しているから、しっかり載せるのは当然だと思うのですけれども、部課長さんというのは、その役職を担っているし、人が替わっても、そういう立場で発言している方なので、個人名が出る必要はないんじゃないかと自分は思っているし、要求があったのかということであれば、別にここで決めずに、どうですかと、こういうふうに思っているのだけれども、個人名出さないで役職名だけで書いてはどうでしょうかと聞いてみたらどうかなと思うのですけれども。

以上です。

○柴田委員長 そういう意見も出ました。聞いてみてはと。

○徳本委員 それなら消してと言うかもしれない。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 執行部に聞く前に、議員の恥をさらしたらなんだから、市民の声さんは、何でこれを出してきたのですかね。こういう項目を。そういう執行部からの要望があったとか、聞いたとか、そういうことで出してきたのか、そこを伺います。

○柴田委員長 特にそういう要望ではなく、先ほど申したとおり、退職した後にその人の名前がずっと画面上に残っているというのは、よくないのじゃないかという発想です。

はい。

○石井委員 それはどうかという気がするので、今、徳本委員がおっしゃったように、執行部に確認してみたらいかがですか。

○柴田委員長 確認してみます。

○石井委員 ちょっと恥ずかしいのだけれども。

○柴田委員長 そういう意見も出ましたので、発案している1人としては、それは確認してみたいと思いますので、これはペンディングです。

それから、共産党さんの生中継と録画映像公開というのは、生中継自体がもう却下されているので、これはそのまま。

それから、常任委員会の録画映像公開。これについて一つ残っています。足を運びにくい人、あえて見ようと思わない人にも身近に議会を見てもらうためということで、常任委員会こそ議会の活動であって、見てもらってもいいのではないかという意見もさっきあったところですが、これについては、録画映像についてはどうでしょう。

長谷川委員。

○長谷川委員 これは過去の話になって恐縮なのですが、録画配信をするために費用がかかるので、ライブ配信という結果になっていると思うのですね。だから、この委員会を録画配信、あるいはほかのところもそうかもしれませんが、録画配信するための費用との兼ね合いになってくるのかなと思いますけれども。

○柴田委員長 そここそ、それこそ活性化特別委員会で、どういうふうになるのかというのを検討してみなくちゃいけないところで。

○長谷川委員 検討してもらわないと分からない。ここには載っていないけれども、YouTubeにしたらどうかという話も活性化のほうであるので、そうなったときには、また変わってくるので。

○柴田委員長 ここについては、特別委員会のほうの検討が大いに関わってくることであるので、議運の配信というわけではないし、これは特別委員会の検討のほうに委ねますか。

議長。

○岩田議長 ただ、この常任委員会で、ここには特別委員会と書いていないけれども、そ

の録画中継をしても構わないかどうかということだけ、それは必要ないというのであれば、あえて活性化特別委員会でもむこともないので。この常任委員会、あるいは、ここには書いていないけれども、特別委員会の録画中継を費用的に安価になるのであれば、やっても構わないよというのであれば、そっちの方向で進めればいいと思います。

○柴田委員長 どうですか。そういうことだそうです。

常任委員会の録画映像公開なんかは、録画は、また中継とは違って、これから検討する中で安価で配信はできる可能性もあると。今現在、既に映像配信しているものについて録画公開するということについては、検討の中に残しておいてもいいのではないかということですね。これはどうですか。それは残しておいてもいいのではないかということでしょうか。

石井委員。

○石井委員 常任委員会は、これ三つの常任委員会のことですよね。今は生中継で常任委員会を配信しているのですよね。これが録画では配信していないのは、これ予算がかかるからという理由でやっていたの、そうでしたっけ。もう一回確認しますけれども。予算がかかるから。

○永井議会事務局長 現状についての御説明はできるのですが、至った経緯については、すいません。今日の段階では調べていないので、正確なお答えができないところでございます。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 あと常任委員会の会議録、これは公開しているのですよね。確認です。

○柴田委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 常任委員会の会議録につきましては、ホームページで公開、PDFという形になってはいますが、そちらのほうで公開させていただいております。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 そうすると、常任委員会の議論というのは非常に大事だと思います。だから、生中継で公開されていて、議事録も公開されていると。そこで今、市民の方には見えていただいているという状況ですよ。

この録画映像の公開については、私はそんなに予算がかからないのであれば、録画公開をしてもいいのじゃないかとは思いますが、そこは、生放送で配信して、録画で今配信していないという状況だから、ここは改善できれば、そんなに予算がかからないのであれば、やってもいいのかなというふうに思います。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 これ記憶で大変申し訳ないのですが、先ほど言ったように、録画の公開をするためには費用がかかるという前提があったので、生中継にしているという状況ありますから、先ほど言ったように、その録画の公開を今の仕組みではなくて、簡単に

言うと、Y o u T u b e でできるとなると、また話が変わってくるので、これは安い方法があれば、私は可能だと思っています。

○柴田委員長 ということですので、常任委員会及び特別委員会も入りますね。

○岩田議長 そうですね。

○柴田委員長 常任委員会とか特別委員会の録画映像については、活性化委員会のほうに検討する際に、俎上にのせてもらうということによろしいですね。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 申し訳ないですけども、特別委員会は今リアルタイムで流しているのですよね。

○柴田委員長 はい。

○広沢副委員長 分かりました。

○柴田委員長 4の1、4の2については、まとめますと、議運を配信するということはないということで、現状のままとする。

それから常任委員会及び特別委員会も付け加えます。特別委員会、現在映像配信しているものについては、録画映像公開については、改善できるようであれば、検討をしてみる。これは、議会活性化特別委員会のほうで検討する、俎上にのせてもらうというこの二つ、これで決定でということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

次に移りたいところですが、もうこれでやめようと思います。

次、また議会の開会中にでもお時間頂きまして、オンラインの会議について、少し、前回議運のメンバーじゃなかった方も結構いらっしゃいますよね。どういう検討をしたかとか、実際にどんなことをしたかとか、報告方々集まっていたいで、そして議長のほうから送られてきている何を検討してほしいかということをも5月16日か19日の議運のS i d e B o o k s に載っていますので、それを検討していくに当たり、結構いっぱい決めなきゃいけないこととかがあるので、それをちょっとずつ検討開始したいと思いますので、よろしくをお願いします。

今日はこれでよろしいでしょうか。ほかに議長から何かありますか。

議長。

○岩田議長 10月5日にメールでお知らせしたとおり、市は働き方改革の一環として、通年ノーネクタイ、ノージャケット、これを導入しているところです。クールビズ以外の11月から4月については、議会についても、委員会も含めて、執行部部課長については、これまでどおり、上着、ネクタイの着用としたいと思いますが、説明職員については、通常業務がありますから、市で導入しているノーネクタイ、ノージャケットを許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 説明者はノーネクタイでノージャケットを許可したいという議長の話ですけれども、確認ですけれども、部課長については今までどおり。

議長。

○岩田議長 我々議員が上着、ネクタイを着用ということになっていますから、対面する部課長についても、同じようにジャケット、ネクタイ、これはクールビズ以外の月ですよ。それは同じようにお願いをしたいと。ただ、説明職員は別ですから、ほかの通常業務もありますから。

○田中委員 後ろにいる方。

○柴田委員長 説明する部課長の後ろにいる。

○田中委員 答弁に入らない人ですか。

○岩田議長 はい。説明職員です。つまり、部課長以外の人。

○田中委員 分かりました。

○岩田議長 では、予算とか決算で後ろに控えていますね、説明職員が。そういう方たちは、それが終われば通常業務に戻るわけですから、窓口業務とかに戻るわけですから、ノージャケット、ノーネクタイでも通年を通してもいいのじゃないかと思っていますので。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 質問なのですけれども、その服装については、本会議のときと、あと常任委員会のときと、どういうシーンのことをおっしゃっているのか。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 それは、全員協議会も含めて、議会が開催する会議。本会議等にかかわらず、例えば今日も全員協議会、この後ありますけれども、その場合に部課長以外の答える以外の説明するための職員が多分いるかとも思うし、途中で入ってくるのか分かりません。そういう場合も、通年ノーネクタイ、ノージャケットということを導入していますので、そのようにお願いをしたいということです。よろしいでしょうか。

○柴田委員長 私は、通年通してクールビズにするから。

○岩田議長 違う、違う。

○柴田委員長 こちらも、そういうふうにしますかというようなことを言うかと思っていました。

○岩田議長 いいえ、いいえ。

○柴田委員長 逆ですね。

○岩田議長 職員のクールビズは、ポロシャツもオーケーですから。ただ、それ以外はポロシャツは駄目ですよ。駄目で、ワイシャツとかそういうふうになっていると思います。

ですから、通年のノーネクタイ、ノージャケットを許可したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○柴田委員長 分かりました。

本会議、全協など議会の開催する会議については、説明者はノーネクタイもオーケーにするけれども、部課長は私たちと同じようにジャケットを着用してくださいということですね。

○岩田議長 はい。

○柴田委員長 分かりました。ありがとうございました。

事務局から何かありましたら、お願いします。

○永井議会事務局長 お疲れのところ恐縮です。1点、お話をさせていただきたいと思います。今後の話ということでの頭出し的なところでの話でございます。

実は今後、議運の発議という形になろうかとは思うのですが、条例制定をお願いするようになるということが想定されますので、ここでお話を御紹介をさせていただきたいと思います。

どういうものかといいますと、先般の自治法の改正に伴いまして、その運用が適正にされているかどうかのルールづくりのための条例ということで。具体的には、昨年、地方議員のなり手不足の解消ということから、議員個人の市の請負の部分の規制緩和がございまして、従前は全く駄目だったのですが、改正によりまして、年間300万円までは規制の対象から外れております。

実は、これがきちんと運用されているかどうかを確認して、公表するためのルールづくりが必要であろうということがございまして、こちらの条例の制定が必要になるであろうというようなことでございます。

議長会から条例案については示されておきまして、これを基に御検討いただくようになるかなというふうな想定はしてございます。

ちなみに、条例案としては、条例案は5条程度、その施行規程については6条程度の内容、ボリュームで提示がされてございます。

特に、これは義務ではないのですが、それぞれの市議会においては、備え付けておいたほうがよかろうというような制度と理解してございます。

時期につきましては、特に定めはないのですが、改選後からの期間をカバーするとなると、少なくとも、この3月といいますか、今年度中に策定しておいたほうがよろしいかなというような今検討をしているところでございます。

簡単ではございますが、こういうことが今後予定されているということで御紹介をさせていただきました。

以上です。

○柴田委員長 分かりました。議員発議の条例になるのか、あるいは政治倫理条例の改正

になるかというものを含めた検討が、また追加で入ってくるということになります。

これは、いつぐらいから協議を始めたほうがいいのですかね。提案するのは3月議会。

○永井議会事務局長 正式には、この議題を議運のほうへ付託するといえますか、そういう工程が必要になってきますので、それを経た上で、なるべく速やかに情報提供はさせていただきたいと思っております。

○柴田委員長 分かりました。というわけなので、また追加で一つ頭を使わなくちゃいけないことが増えそうです。

というわけで、今日の議題は全て終了いたしました。

これで本日の議運は終了したいと思いますので、長い時間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。